

●主な対象施設・事業について以下のとおりです。詳しくは、当機構までお問い合わせください。

融資の対象施設・事業			融資を受けられる方
高齢者福祉分野	●特別養護老人ホーム ●養護老人ホーム ●ケアハウス ●老人介護支援センター ●小規模多機能型居宅介護事業所 ●老人短期入所施設 ●訪問介護事業	●小規模多機能型居宅介護事業所 ●老人デイサービスセンター（生活支援ハウスを含む） ●訪問介護事業 ●老人デイサービスセンター（生活支援ハウスを含む） ●定期巡回・随時対応型訪問介護	●認知症高齢者グループホーム ●老人短期入所施設 ●看護小規模多機能型居宅介護事業所 ●定期巡回・随時対応型訪問介護 等
			●社会福祉法人 ●医療法人 ●日本赤十字社 ●一般社団法人
児童福祉分野及び母子・父子福祉分野	●保育所 ●障害児通所支援事業	●小規模保育事業 ●乳児等通園支援事業	●放課後児童健全育成事業
	●幼保連携型認定こども園		
障害者福祉分野	●助産施設 ●乳児院 ●母子生活支援施設 ●障害児相談支援事業 ●児童自立生活援助事業 ●養育支援訪問事業 ●児童育成支援拠点事業 ●寡婦日常生活支援事業	●児童養護施設 ●障害児入所施設 ●児童心理治療施設 ●子育て短期支援事業 ●乳児家庭全戸訪問事業 ●小規模住居型児童養育事業 ●親子関係形成支援事業 ●女性自立支援施設	●児童自立支援施設 ●児童厚生施設（児童遊園を除く） ●児童家庭支援センター 等 ●地域子育て支援拠点事業 ●一時預かり事業 ●子育て世帯訪問支援事業 ●母子家庭等日常生活支援事業
	●母子・父子福祉センター ●母子・父子休養ホーム		
生活保護・その他の分野	●居宅介護事業所 ●重度訪問介護事業所 ●生活介護事業所 ●自立生活援助事業所 ●地域活動支援センター ●特定相談支援事業	●短期入所事業所 ●重度障害者等包括支援事業所 ●共同生活援助事業所 ●就労定着支援事業所 ●一般相談支援事業	●自立訓練事業所 ●就労移行支援事業所 ●就労継続支援事業所 ●福祉ホーム
	●同行援護事業所 ●障害者支援施設 ●身体障害者福祉センター ●補装具製作施設 ●身体障害者生活訓練等事業 ●手話通訳事業	●行動援護事業所 ●移動支援事業 ●盲導犬訓練施設 ●視聴覚障害者情報提供施設 ●介助犬訓練事業 ●聴導犬訓練事業	
生活保護・その他の分野	●救護施設 ●宿所提供施設 ●社会事業授産施設 ●更生保護事業	●授産施設 ●更生施設	
	●日常生活支援住居施設		
生活保護・その他の分野	●特定有料老人ホーム（老人福祉法第 29 条に規定する有料老人ホーム※であって以下のいずれにも該当するもの） ・養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、病院、介護医療院、介護老人保健施設に隣接した場所に設置するもの。 ・入居定員が 50 人未満のもの。 ・利用料が比較的低廉であり、かつ、入居者からは原則として利用料以外の金品を徴収しないもの。		
	※高齢者の居住の安定確保に関する法律第五条第一項の登録を受けるサービス付き高齢者向け住宅を含む。 ●認可外保育施設（補助金・交付金の交付決定により認可を得る見込みがあるもの） ●産後ケア事業		
生活保護・その他の分野	●企業主導型保育事業（企業主導型保育事業費補助金実施要項に基づき設置される事業所内保育所）		
	※当機構の融資の対象施設・事業で働く人のために設置するもの。		

※一般社団法人には、一般財団法人、公益社団（財団）法人を含みます。